

見 積 書 提 出 依 頼

令和8年9月29日(火) 13:30

件 名	宮古島農林水産センターLED化更新工事
業 務 内 容 等	別紙(仕様書)のとおり
履 行 期 限	別紙(仕様書)のとおり
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 ○郵送、または、沖縄総合事務局HP【オープンカウンタ見積書提出先】 (https://www.ogb.go.jp/soumu/mail_form/kaikei-futan-form)からご連絡ください。 見積書提出用のメールアドレスをお知らせいたしますので、メールに返信するかたちで見積書をご提出ください。 ○FAXでの提出はできません。 ○下記提出期限までに必着とし、問い合わせ先へ受領確認を行ってください。
見 積 書 提 出 期 限	令和8年10月6日(火) 13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係 泉 TEL: 098-866-0031(内線)81339
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 宮古島農林水産センター 来間 TEL: 0980-72-4772
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備 考	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 見積単価は、消費税額(10%)を乗じた金額を記載すること。 なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 年間契約として、契約金額が100万円を超える場合は請書、250万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から40日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者まで連絡してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

宮古島農林水産センターLED 化更新工事仕様書

1. 工事名称 宮古島農林水産センターLED 化更新工事
2. 施工場所 宮古島市平良下里 1016 平良地方合同庁舎 3 階宮古島農林水産センター
3. 履行期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日までの間
4. 工事概要 既設照明器具（蛍光灯）を撤去し、LED 照明器具へ更新するもの。
5. 工事内容

(1)天井照明器具取替

①執務室

規格・仕様等（参考）	数量	単位
埋込ベース照明（LEKR430693N-LD9）	1 5	台
あかりセンサー（DF-20212XD7）	2	台
あかりセンサーリモコン（FRC-1824TSET）	1	台

②電信室

規格・仕様等（参考）	数量	単位
埋込ベース照明（LEKR430693N-LD9）	1	台

③書庫

規格・仕様等（参考）	数量	単位
直付ベース照明（LEKR423253YN-LD9）センサー付	2	台

④電算室

規格・仕様等（参考）	数量	単位
埋込ベース照明（LEKR430693N-LD9）	2	台

⑤調整室

規格・仕様等（参考）	数量	単位
埋込ベース照明（LEKR430693N-LD9）	4	台

⑥更衣室

規格・仕様等（参考）	数量	単位
直付ベース照明（LEKT423253N-LS9）	2	台

- (2) 付帯工事 配線調整及び点灯確認
- (3) 廃材処理 蛍光灯・安定器等の適正処理

6. 特記仕様

- (1) 本工事は本仕様書のほか、国土交通省「公共建築改修工事標準仕様書（令和 7 年度

版電気設備工事編)」最新版による。

- (2) 工事にあたっては、沖縄総合事務局宮古島農林水産センター監督職員と十分な打合せを行い、その指示に従うこと。
- (3) 工事時間は原則として土日 9 時から 17 時までとし、平日に工事を実施する必要がある場合は発注者と協議の上、日時について承諾を得る。
- (4) 工事完了後は作業報告書（作業前、作業中、完了後等の写真を貼付）を提出する。
- (5) 撤去した照明器具等は関係法令に基づき適正処理すること。
- (6) 工事に要する電気・水道を除き、費用はすべて受注者負担とする。
- (7) 工事中は整理整頓を徹底し、他業務に支障を与えないこと。
- (8) 建物・設備に損害を与えた場合は受注者の責任で復旧すること。
- (9) 有資格者による工事を行うこと。
- (10) 労働災害防止に万全を期すこと。
- (11) 見積書提出希望者は、見積書を作成する前に必ず現地確認を行うこと。
なお、現地確認を行う際は、事前に発注者へ連絡を行うこと。
- (12) 見積書提出希望者は、見積書積算にあたり仕様書等に不明瞭な点がある場合は、事前に発注者へ確認すること。

7. 個人情報の保護

本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであれば BCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

8. 受注者の責務

本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について注意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

9. 契約金額の支払い

完了払い（履行後適法な支払請求書を受理した日から起算して 40 日以内とする。）

10. その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。
発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。